

浜松市農業用機器等導入支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、エネルギー価格及び物価高騰の影響を強く受けている市内の認定農業者及び認定新規就農者に対し、農業用機器の導入を行うことで生産性の向上を図り、安定的な農業経営及び競争力強化につなげることを目的として、「浜松市農業用機器等導入支援事業費補助金」(以下「補助金」という。)を予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては浜松市補助金交付規則(昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。)の定めによるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 認定農業者

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第12条に規定する農業経営改善計画の認定を受けている者をいう。

(2) 認定新規就農者

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第14条の4に規定する青年等就農計画の認定を浜松市において受けている者をいう。

(3) 同種機器

同じ作業目的として購入する機器のことをいう。ただし、同じ作業目的であっても新たに購入する乗用型機器、遠隔操作により作業する機器及び自動化する機器については、別機器とする。

(4) 一次募集

令和8年4月6日から令和8年4月30日までを募集期間とする。

(5) 追加募集

令和8年6月29日から令和8年7月17日までを募集期間とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、申請時点において次に掲げる全ての要件に該当する者とする。

(1) 市内に居住し、市内で営農かつ本補助事業を目的に沿って営む者。

(2) 認定農業者又は認定新規就農者であること。ただし、令和8年4月1日現在において浜松市から認定されている者とする。

(3) 「農業経営収入保険」、「施設園芸セーフティーネット構築事業」、「配合飼料価格安定基金」、「園芸施設共済」のいずれかに加入済等であること。

(4) 購入する機器は、農地法(昭和27年法律第63号)、他法令における市内の適切な場所に保管し、原則市内で使用すること。

(5) 市税を完納していること。

(6) 納税義務者に対して給与の支払いをする者にあつては、市民税・県民税・森林環境税の特別徴収義務者として指定されていること又は指定されていないことについて正当な理由があること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。

- (1) 暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員等と密接な関係を有する者
- (4) 前3号に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体
- (5) 前各号に掲げるもののほか、公の秩序に反するおそれがあると認められる団体又は補助金の趣旨・目的に照らして適当でないと市長が判断する者。

（補助の内容）

第4条 この事業における補助の内容は「別表1」のとおりとする。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助事業を実施する前において市長が定める期日までに、交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、一次募集において、次条第1項の規定による交付の決定を受けた補助事業者は追加募集に申請することができない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 購入予定の機器の見積書の写し
- (4) 購入予定の機器のカタログ（処理能力等が記載されているもの）
- (5) 追加購入又は更新の場合は、既存機器のカタログ（購入予定の機器と比較できる処理能力等が記載されているもの）ただし、既存機器のカタログがない場合は販売店又はメーカーが処理能力等を記載、押印したものに代えることができるものとする
- (6) 追加購入又は更新の場合は、既存機器の写真（機器全体及び型番がわかるもの）
- (7) 農業経営改善計画認定書の写し又は青年等就農計画認定書の写し
- (8) 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（第4-1号様式又は第4-2号様式）の写し
- (9) 「農業経営収入保険」、「施設園芸セーフティーネット構築事業」、「配合飼料価格安定基金」、「園芸施設共済」のいずれかに加入済又は加入することが確実であると確認できる書類の写し
- (10) 市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者指定通知書の写し又は市民税・県民税・森林環境税特別徴収未実施理由書（第5号様式）
- (11) 補助金振込先指定届（第6号様式）
- (12) 前号の口座に関する情報（金融機関名、口座番号、名義人、フリガナ等）が分かる書類（預

金通帳の写し等)

(13)前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、補助金の交付が適当であると認めた場合は、補助金の交付を決定し、当該申請者に対し、交付決定通知書（第7号様式）により通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付が適当でないと認めたときは、補助金の不交付を決定し、当該申請者に対し、不交付決定通知書（第8号様式）により通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 市長は、補助金の交付を決定する場合、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

(1) 第8条の規定による補助事業の変更をする場合は、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

(2) 第10条の規定による補助事業者の内容に変更が生じたときは、速やかに市長へ届け出ること。

(3) 補助事業が予定期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

(4) 第11条の規定により、補助事業を中止する場合は、市長の承認を得なければならないこと。

(5) 市長の求めに応じて、補助事業の遂行状況を報告するとともに、その指示に従うこと。

(6) 補助事業により取得した財産等について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定められている耐用年数等を経過する前に補助金の目的に反して使用し、売却し、譲渡し、交換し、貸付し、担保に供し又は廃棄する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(7) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、これらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後、前号の期間保管しておかななければならない。

(8) 第6号の規定による期間において、国等の行政機関から補助金の交付に関する調査依頼があった場合は、当該行政機関の求めに応じて必要な情報を提供するなど調査に協力しなければならないこと。

(9) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。

(10) 規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付すること。

(11) 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をすることができる。

(12)前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項。

(補助事業の変更申請)

第8条 補助事業者は、次に掲げる補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

(1) 補助金額が減額となる補助事業費の変更をしようとする場合

(2) 購入する機器の型番等の変更をしようとする場合

ただし、別表1の補助対象事業に該当するものとし、機器種類の変更は補助対象外とする。

(3) 別表1の補助金額(3)の規定を適用し、第6条第1項の規定による補助金の交付を決定した場合において、この交付の決定後、補助金額に変更が生じる場合

(4) その他、市長が必要と認める場合

2 前項の変更の申請は、変更承認申請書(第9号様式)に次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 変更事業計画書(第2号様式)

(2) 変更収支予算書(第3号様式)

(3) 変更する機器の見積書の写し

(4) 変更する機器のカタログ(処理能力等が記載されているもの)

3 前項各号に掲げる書類に変更が生じない場合は、これを省略することができる。

(変更の承認)

第9条 市長は、前条に基づく変更の申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助事業者に対し、変更交付決定通知書(第10号様式)により通知するものとする。

(補助事業者に関する内容変更の届出)

第10条 補助事業者は、次の各号に掲げる補助事業者自身の内容に変更が生じたときは、補助事業者内容変更届(第11号様式)に変更内容がわかる書類を添えて、速やかに市長へ届け出なければならない。

(1) 住所変更

(2) 社名変更

(3) 代表者変更

(4) 事業承継(合併、法人成り、個人成り等)

(補助事業の中止)

第11条 補助事業者は、補助事業を中止しようとする場合は、事業中止承認申請書(第12号様式)を市長に提出しなければならない。

(事業中止の承認)

第12条 市長は、前条に基づく事業中止承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、

適当であると認めるときは、補助事業者に対し、事業中止承認通知書（第13号様式）により通知するものとする。

（補助事業の実績報告）

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了後30日以内又は令和8年12月28日のいずれか早い期日までに、実績報告書（第14号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、追加募集による補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了後30日以内又は令和9年1月29日のいずれか早い期日までとする。

- (1) 事業実績書（第2号様式）
- (2) 収支決算書（第3号様式）
- (3) 納品書の写し
- (4) 領収書の写し
- (5) 購入した機器の写真
- (6) 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（第4-1号様式又は第4-2号様式）

（補助金の額の確定）

第14条 市長は、前条に規定する報告を受けた場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者へ交付確定通知書（第15号様式）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第15条 補助金の交付は、前条による交付確定通知書を受領した補助事業者が、受領後速やかに補助金交付請求書（第16号様式）により市長に請求するものとする。

（立入検査等）

第16条 市長は、補助金の適正な交付のため、必要があるときは、補助事業者に対して報告を求め又はその事務所、事業現場等に立ち入り、帳簿書類その他物件を検査、若しくは関係者に質問することができる。

（補助金の交付決定の取消し）

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消すことができ、補助事業者へ交付決定取消通知書（第17号様式）により通知する。

- (1) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付の決定内容、これに付した条件又はこの要綱に基づく指示その他法令若しくはこれらに基づく市長の処分に違反したとき。
- (3) 第3条第2項各号のいずれかに該当すると判明したとき。
- (4) 第12条による事業中止を承認したとき。

- (5) 第13条に規定する実績報告が提出されない場合
 - (6) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- 2 前項第4号による交付決定取消通知は第12条による事業中止承認通知書により通知したものとす。
- 3 第1項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

- 第18条 市長は、前条に基づく補助金の交付の決定を取消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。
- 2 市長は、前項により補助金の返還命令を決定したときは、補助事業者に対し、補助金返還命令書（第18号様式）により通知するものとする。

(加算金及び遅延損害金)

- 第19条 補助事業者は、規則第17条第1項の規定による取消を受け、前条の通知による補助金の返還の命令を受けたときは、規則第18条の2第1項の規定に基づき加算金を市に納付しなければならない。
- 2 補助事業者は、補助金の返還の請求を受け、これを納期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2第4項の規定に基づき遅延損害金を市に納付しなければならない。
- 3 市長は、補助事業者が補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して、同種の事務又は事業について交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺することができる。

(財産の管理等)

- 第20条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、保管状況を明らかにしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、次条第2項で定める期間保管しておかなければならない。

(財産処分の制限)

- 第21条 この要綱による補助金の交付を受けた者は、補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合を除き、補助事業により取得した財産を、市長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- 2 財産の処分を制限する期間（以下、処分制限期間という。）は、財産の取得日と財産を事業の用に供した日のいずれか遅い方を起算日として、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第2に定める耐用年数のとおりとする。
- 3 第1項の承認を受けようとする補助事業者は、財産処分承認申請書（第19号様式）により

市長に申請しなければならない。

- 4 市長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、承認すべきであると認めるときは、補助事業者に対し、財産処分承認通知書（第20号様式）により通知するものとする。
- 5 前項の承認にあたっては、災害若しくは火災により使用できなくなった機器を廃棄する場合を除き、財産処分に係る納付金（以下「財産処分納付金」という。）を市に納付する旨の条件を付すものとする。
- 6 財産処分納付金の額は、補助金の額に処分制限期間に対する残存年数（処分制限期間から経過年数を差し引いた年数をいう。）の割合を乗じて得た額とする。
- 7 第4項の承認を受けた補助事業者が当該承認にかかる財産を処分したときは、その内容について財産処分報告書（第21号様式）により速やかに市長に報告するものとする。ただし、第5項に該当する財産処分であって、第21号様式による市長への報告があったものについては、第3項による申請及び第4項による市長の承認があったものとして取り扱うものとする。

（不可抗力に対する補助対象事業の取扱い）

第22条 前条までの規定にかかわらず、天災等補助事業者の責めに帰すことができない事由により、事業期間内に補助対象事業の完了が困難となった場合の取扱いについては、市長が別に定める。

（公開）

第23条 この要綱に基づき市長へ提出された書類については、浜松市情報公開条例（平成13年浜松市条例第32号）に基づき、公開又は非公開を決定するものとする。

（雑則）

第24条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度の補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和8年6月24日から施行し、令和8年度の補助金に適用する。

別表 1 (第 4 条関係)

項目	内容
補助対象事業	(1) 農業経営において省力化、生産性向上、付加価値向上等が見込まれる機器の新規購入（初めて購入する機器）又は既存の同種機器と比較し、機器本体の処理能力（作業効率、作業能力等）が 1.3 倍以上向上する機器の更新（買い替え）又は追加購入 (2) 1 経営体 1 申請 1 台
補助対象経費	補助対象となる農業用機器の購入費
補助対象外経費	(1) 令和 8 年度において、同一事業を他の助成制度による財政的な支援を受けた事業又は受ける見込みのある事業 (2) 各種税金、各種保険料、振込手数料等の各種手数料 (3) 補助事業に係る所定の帳簿（発注書、納品書、請求書、領収書等）により確認できないもの (4) 交付決定以前に生じた経費 (5) 契約、発注行為に係る経費 (6) 中古品の購入及びリースに係る経費 (7) その他、市長が適当でないと認めるもの
補助率	補助対象経費の 2 分の 1 以内
補助金額	(1) 補助金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨て (2) 補助上限額を 3,000,000 円、補助下限額は 250,000 円 (3) 補助金申請総額が予算額を超えた場合は、予算額を申請総額で除して得た数を 1 補助事業者あたりの申請額に乗じた金額（当該金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額） ※この場合、(2)の補助下限額は適用外
事業実施期間	交付決定日より令和 8 年 1 2 月 2 8 日まで ただし、追加募集分は交付決定日より令和 9 年 1 月 2 9 日まで